

地域密着型特別養護老人ホームさくらの郷あさぎりの運営規程

第1条 社会福祉法人飛騨古川が開設する地域密着型特別養護老人ホームさくらの郷あさぎりが実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 要介護者に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、要介護者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

2 入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 地域密着型特別養護老人ホームさくらの郷あさぎり

(2) 所在地 岐阜県飛騨市古川町杉崎 597-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定介護老人福祉施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1人 (常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1人 (非常勤)

医師は、入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる。

(2)①看護職員 2人以上(常勤換算)

②介護職員 1人以上(常勤換算)

介護要員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

(3)機能訓練指導員 1人(常勤)

入所者の心身の状況及び希望に応じた機能訓練の援助を行う。

サテライト型居住施設の生活相談員、介護支援専門員及び栄養士は本体施設に配置する職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(入所定員)

第6条 地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人とする。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの内容)

第7条 地域密着型介護老人福祉施設の内容は、次のとおりとする。

地域密着型介護老人福祉施設(Ⅰ)

(看護・介護職員 1.6:1 看護職員2人以上)

2 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する。

3 サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づいて、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 地域密着型介護老人福祉施設の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料の1割、2割又は3割の額とする。また、加算については次の通りとする。

①療養食加算 6円/回

②個別機能訓練加算 12円/日

③看護体制加算(Ⅰ) 12円/日

④看護体制加算(Ⅱ) 23円/日

⑤看取り介護加算 死亡日以前30日を上限とする。

死亡日以前4~30日 144円/日

死亡日の前日・前々日 780 円／日

死亡日 1,580 円／日

⑥初期加算 30 円／日 入所日より 30 日を上限とする。

⑦外泊時加算 246 円／日 1 月に 6 日間を限度とする。

⑧退所時相談援助加算 400 円／回

⑨退所前連携加算 500 円／回

⑩栄養ケアマネジメント加算 14 円／日

⑪配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間) 650 円／回、(深夜) 1,300 円／回

⑫日常生活継続支援加算 36 円／日

⑬口腔衛生管理体制加算 30 円／ヶ月

⑭介護職員処遇改善加算 (I) 8.3%

2 居住費・食事代については、全額自己負担とする。

①居住費 1,545 円／日

②食事代 1,422 円／日

ただし、減額の認定を受けている方についてはこの限りではない。

3 特別な室料については、全額自己負担とする。

室料 309 円／日 室料 515 円／日

4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

①喫茶代 1 か月 500 円 (施設利用が、月の半数以下の場合は徴収無し)

②複写物の交付 1 枚につき 10 円

③電気代 ・テレビ 31 円／日 ・冷蔵庫 21 円／日

・電気毛布等 21 円／日 ・その他 使用電力により決定します

(施設利用に当たっての留意事項)

第 9 条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。

3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。

4 入所にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して処遇上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

5 介護は、入所者の心身の状況に応じて適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。

6 退所にあたっては、心身の状況や環境等を勘案し、居宅介護支援事業者や保健医療福祉サービス提供者等との連携を努め、必要な援助を行う。

(緊急時における対応方法等)

第10条 施設内その他送迎中等に、事故、天災等による緊急事態が発生した時は、介護者等冷静に事態を把握し、管理者の指示を受けるとともに、消防署等最適切な機関の援助を得るものとする。

2 損害に対する賠償については、誠意をもって対応する。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。

(2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(4) 非常火災用設備は常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊と編成し、任務の遂行に当たるものとする。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消火訓練を実施する。

① 防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難) 年1回以上

② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対応する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1か月以内

②継続研修 年1回以上

2 従業員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させる

ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人飛騨古川と事業所の管理者の協議により定めるものとする。

(利用者からの苦情処理)

第13条施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適性に対応する為に、苦情を受け付ける為の窓口を設置する。

- 2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をう。

- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束等)

第14条 当施設は、利用者へのサービス提供にあたり行動制限を行うことなくサービスに努めることを原則とする。ただし、緊急やむを得ない事情が発生した場合は下記の手順にて行動制限を行うが、一時的なものとする。

- (1) 緊急やむを得ない事情が発生した場合に会議で身体拘束その他行動制限について必要かどうかを判断する。
- (2) 家族に身体拘束について説明し同意を得る。
- (3) 経過記録の作成。
- (4) 毎月の検討会議。(身体拘束廃止委員会・フロア会議)
- (5) 身体拘束の終了。(家族の同意を得て終了する)

附 則

この規程は、施設の認可があった日（平成19年11月20日）から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 8 月 25 日に施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 6 月 8 日に施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

説 明 日	平成 年 月 日
利 用 者 名	

地域密着型特別養護老人ホーム さくらの郷あさぎり

「指定地域密着型介護老人福祉施設」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

飛騨市指定 第 2193300023 号

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

①法人名	社会福祉法人 飛騨古川
②法人所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 598-1
③電話番号	0577-73-0088
④代表者氏名	理事長 垣内 厚生
⑤設立年月日	平成 13 年 6 月 22 日
⑥定款の目的に定めた事業	第 1 種社会福祉事業 特別養護老人ホームの設置運営 第 2 種社会福祉事業 老人デイサービス事業 老人短期入所事業

2. 事業所の概要

①事業所の種類	指定地域密着型介護老人福祉施設 平成 19 年 11 月 20 日指定 岐阜県 2193300023 号
②事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域社会において、自立した生活を営むことができるようにすることを目的とする。
③事業所の名称	地域密着型特別養護老人ホーム さくらの郷あさぎり
④事業所の所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 597-1
⑤電話番号	0577-73-0090
⑥管理者氏名	大 西 牧 子
⑦事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の理念である「安全性、継続性、自己決定、選択の自由、能力の活用」を基本に、利用者の権利を守り、一人ひとりが生きがいを持って生活できるよう支援します。 ・多様な在宅福祉ニーズに対応し、施設サービスの提供はもとより、地域の関係施設、機関と連携し、地域における高齢者福祉サービスの中核拠点を目指します。 ・地域との協調を図り、地域に根差した地域に開かれた施設を目指します。

⑧開設年月	平成 19 年 11 月
⑨入所定員	29 名

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居 室	全室個室（トイレ付）
浴 室	一般浴、機械浴（チェア浴、昇降浴）
食 堂	2階に整備
医務室	一室 2階

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。（ショートステイ配置職員含む）

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 員	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1 管理者	1		1	1
2 生活相談員	本体施設に配置しております			1
3 介護支援専門員				1
4 介護職員	13	3	15.2	11
5 看護職員	3		3	1
6 機能訓練指導員	1		1	1
7 管理栄養士		1	0.5	1
8 医師（内科）		1	0.1	-

職員の配置については、利用者3名に対し、介護・看護職員1名の基準を満たしています。

また、事務職員・調理員など必要な人数を配置しています。

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤務時間
管理者	8：30～17：30
生活相談員	7：30～16：30 8：00～17：00 8：30～17：30 9：00～18：00
介護支援専門員	7：30～16：30 8：30～17：30 9：00～18：00
介護職員	早番 7：30～16：30 日勤 8：30～17：30 9：00～18：00 遅番 10：30～19：30 夜勤 16：30～翌9：30 準夜 22：30～翌8：30他
看護職員	早番 7：30～16：30 日勤 8：30～17：30
機能訓練指導員	8：30～17：30
管理栄養士	8：30～17：30 8：30～12：30
医師	非常勤

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の8割が介護保険から給付されます。

①入 浴：入浴又は清拭を週2回以上行います。
②排 泄：排泄の自立を促すため、利用者の身体機能を最大限活用した援助を行います。
③機能訓練：機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施し

ます。

④健康管理：医師や看護職員が健康管理を行います。

(2) サービス利用料金（一日あたり）

下記の料金によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービス料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

① 介護福祉施設サービス費

要介護度	利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
要介護1	5,650円	565円	1,130円	1,695円
要介護2	6,340円	634円	1,268円	1,902円
要介護3	7,040円	704円	1,408円	2,112円
要介護4	7,740円	774円	1,548円	2,322円
要介護5	8,410円	841円	1,682円	2,523円

②加算となる介護保険対象サービス

加算名	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
療養食加算（1食）	6円	12円	18円	医師の指示にて、療養食が必要な場合
機能訓練体制加算 （1日）	12円	24円	36円	機能訓練指導員により、個別機能訓練計画の作成と機能訓練を行っている場合
栄養ケア・マネジメント加算（1日）	14円	28円	42円	利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて栄養ケア・マネジメントが行われた場合
夜勤職員配置加算 （1日）	56円	112円	168円	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1人以上上回って配置しており、夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合
日常生活継続支援 加算（1日）	36円	72円	108円	入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上又は、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴの割合が65%以上ある場合であって、介護福祉士を規定の人数配置して

				いる場合
看護体制加算Ⅰ（１日）	12円	24円	36円	常勤の看護師を１名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ（１日）	23円	46円	69円	医療機関と２４時間連絡体制を確保し、最低基準を１人以上上回って看護師を配置している場合
認知症専門ケア加算Ⅰ（１日）	3円	6円	9円	入所者の総数のうち、認知症の方の占める割合が２分の１以上あり、専門的な研修を修了している物を必要数配置し、専門的なケアを実施している場合
配置医師緊急時対応加算（１回）				入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有に係る連絡方法について取り決めがされており、配置医師や協力機関と２４時間連絡体制を確保し、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行った場合
【早朝・夜間】	650円	1,300円	1,950円	
【深夜】	1,300円	2,600円	3,900円	
看取り介護加算				医師が終末期にあると判断した入所者について、ご家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合
【死亡日以前４～30日】	144円	288円	432円	
【死亡日の前日・前々日】	780円	1,560円	2,340円	
【死亡日】	1,580円	3,160円	4,740円	
外泊時加算（１日）	246円	492円	738円	入所者が入院、又は外泊した場合 ※６日を限度として
初期加算（１日）	30円	60円	90円	入所した日から起算して３０日以内の期間、又は３０日を超える病院への入院後に再び入所した場合も同様

口腔衛生管理体制 加算（1ヶ月）	30円	60円	90円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
サービス提供体制 強化加算	18円	36円	54円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上ある場合
退所時相談援助加算（1回）	400円	800円	1200円	入所者が対処し、退所後生活する居宅を訪問して、退所後の居宅サービス等について相談援助を行うことや、退所日から2週間以内に同意を得たうえで、必要な情報を保険者等に提供した場合
退所前連携加算（1回）	500円	1,000円	1,500円	居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日）	200円	400円	600円	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合 ※7日を限度とする
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）				1ヶ月の総利用単位数の8.3%が加算される

・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただき、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、利用者又は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記した「サービス提供証明書」を交付します。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①居住費

個室：1,545円/日

特別室（１）：２，０６０円/日 特別室（２）：１，８５４円/日

②食事代

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のために離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。

食事時間 朝食 ８：００ 昼食 １２：００ おやつ １５：００

夕食 １８：００

食事代 １，４２２円/日

（朝食 ２８９円、昼食 ５１５円、おやつ １０３円、夕食 ５１５円）

③特別な食事（酒を含みます）

利用者や契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④喫茶代

利用者が希望する珈琲等嗜好品について喫茶代として１ヶ月５００円徴収します。

⑤理美容代

理容師・美容師による散髪（カラー・パーマ）を希望される場合は実費をいただきます。

⑥レクリエーション・クラブ活動

利用者や契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑦複写物の交付

利用者や契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

一枚につき １０円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

利用者の日常生活用品で、利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を、利用者又はその家族に説明し同意のもと負担していただきます。

⑨利用者の移送に係る費用

利用者の入退所の移送及び通院・入院については、原則として家族の方をお願いいたします。ご希望により施設でも送迎を行います。

⑩家電製品の電気代

利用者が居室で使用している家電製品について、電気代を負担していただきます。

- ・テレビ 31円/日
- ・冷蔵庫 21円/日
- ・電気毛布など 21円/日
- ・その他 使用電力により決定します。

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額を変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

(4) 利用者負担金等の支払

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日過ぎにご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)なお、振込・振替にかかる手数料は利用者様負担でお願い致します。

① 指定金融機関からの自動引き落とし	ア. 飛驒信用組合 全支店 イ. 飛驒農業協同組合 (JA) 全支店
② 指定口座への振込	ア. 飛驒信用組合 古川支店 普通 口座番号 0789057 イ. 飛驒農業協同組合 古川支店 普通 口座番号 0019542 共通口座名義人 社会福祉法人飛驒古川 理事長 垣内 厚生

やむを得ず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者に支払い、利用者はその後市町村から保険給付分を受け取ることになります。

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当事業所との契約では契約が終了する期間は特に定めていませんが、契約の有効期間であっても、契約者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所希望日の7日前までに解約届出書を提出ください。

(契約者からの契約の解除)

- ①事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④利用者が入院した場合

(事業者からの契約の解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②契約者又は利用者による、サービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも拘わらず14日以内に支払われない場合。
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④利用者が連続して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤利用者が介護老人保健施設に入所する場合もしくは介護療養型医療施設に入院する場合。
- ⑥事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合や、やむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合、又は介護保険の指定を取り消された場合。

7. 利用者が病院に入院された場合の対応について

3ヶ月以上の入院をされた場合には、契約の解除をします。退所されたときは、優先的に利用できるよう努めます。

8. 苦情の受付について

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口（担当者）	生活相談員・介護支援専門員
受付時間	毎日 8：30～17：30 連絡先 TEL 0577-73-0090 FAX 0577-73-7667

また苦情受付ボックスを設置しております。

（２）第三者委員による苦情の受付

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する為、第三者委員を設置していますので、第三者委員の方にもご相談いただけます。

下田 良一	住 所	飛騨市古川町新栄町 6-30		
	電話番号	0577-73-5820		
田中 賢成	住 所	飛騨市古川町杉崎 1384		
	電話番号	0577-73-2769		

（３）その他苦情受付機関として

飛騨市役所 市民福祉部	所在地	飛騨市古川町本町 2-22		
	受付時間	8：30～17：15		
	電話番号	0577-73-7469	F A X	0577-73-7295
岐阜県国民健康保険 団体連合会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8：30～17：00		
	電話番号	058-273-1111	F A X	058-273-9650
岐阜県社会福祉協議会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8：30～17：00		
	電話番号	058-272-1111	F A X	058-275-4858

９．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設利用者の方々の生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１）持ち込みの制限

危険物の持ち込みはできません。利用者の持ち物については職員に相談してください。

(2) 面会

面会時間は8：30～21：00までとしますが、17：30～21：00、及び日曜日の面会は、本館からの出入りにてお願いします。ご事情のある方については前もってご相談ください。

また、冬季間はインフルエンザやノロウイルスの感染が懸念される事から

12月～3月まで面会規制をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

(3) 外出・外泊

外出・外泊される場合は、事前にお申し出ください。但し、外泊については最長8日間をお願いします。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日17時までにお申し出ください。(但し請求単位は1日とします)

(5) 施設・設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に施設、設備を壊したり汚したりした場合には契約者の自己負担により原状に復していただくが、又は相当の代価をお支払頂く場合があります。

利用者に対するサービスの実施及び安全衛生管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

当施設の職員や他の利用者に対して、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内での喫煙はできません。

(7) 感染予防

当施設では、感染防止のため施設内の環境整備や衛生面等万全の体制を整えておりますが、外部からの持ち込みを防ぐため、ご家族の方にもインフルエンザ予防接種にご協力をお願いします。

10. 損害賠償について

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じる

ものとします。

平成 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型特別養護老人ホームさくらの郷あさぎり

説明者職名 介護支援専門員 氏名 吉澤 恵美子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要項目の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者

氏 名 _____ 印

入所前住所 〒 _____

電話番号 _____

代理人及び身元引受人

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____